

第11回医療事故に係る調査の仕組み等のあり方に関する検討部会	資料3
平成25年3月22日	

医療事故に係る調査の仕組み等に関する基本的なあり方と論点

1. 調査の目的

○原因究明及び再発防止を図り、これにより医療の安全と医療の質の向上を図る。

2. 第三者機関における調査の対象

○診療行為に関連した死亡事例

(死亡事例以外については段階的に拡大していく方向で検討。)

論点①

A 案: 必ず第三者機関に届け出ることとした上で、①院内で調査を行う、②第三者機関の支援を受けて院内で調査を行う、③第三者機関が調査を行う、のいずれとするか、医療機関及び遺族の意見を踏まえつつ、第三者機関が判断する。

B 案: まずは、院内で調査を行うこととした上で、調査が十分に行えなかった場合、調査結果に納得が得られなかった場合など、遺族又は医療機関から調査依頼があったものについて、第三者機関が調査を行う。

3. 第三者機関のあり方

○独立性・中立性・透明性・専門性を有する民間組織を設置する。

○院内調査を支援するとともに、自ら調査を実施し、これら等により得られた結果を評価・分析し、再発防止策の普及・啓発を図る。

○第三者機関からの警察への通報は行わない。（死体又は妊娠4月以上の死産児を検案して異状があると認めた場合は、従前どおり、医師法第21条に基づき、医師から所轄警察署へ届け出る。）

論点② 第三者機関が適切に調査を行うためには、診療録の提出や関係者からの意見聴取等を求めることができるようにすべきではないか。こうした権限を付与しない場合、調査の継続が困難になった際には、どのように対応すべきか。